平成２４年（フ）第１６１号
愛媛県松山市道後姫塚乙37番地
債務者　河本　未来
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
愛媛県今治市町谷甲378番地　町谷団地Ｃ２―406号
債務者　羽藤　由佳（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県宮若市小伏３番地１
債務者　石松　宏太
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県宮若市下有木159番地
債務者　小濱まゆみ（旧姓濱平）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６３号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26306番地４
債務者　渕上　良介
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７４号
宮崎県都城市菖蒲原町２街区７号　オーセル菖蒲原Ⅰ105号室
債務者　大峯　好弘
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６９号
長野県須坂市墨坂２丁目１番25号
債務者　荒井　秀明
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
長野県岡谷市田中町１丁目６番３号
債務者　原山　剛好
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１３８３号
大阪府寝屋川市対馬江西町20番13号
債務者　佐藤　哲明
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目41番６号
債務者　山﨑　恵梨
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１８号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目10番７号
債務者　朝尾　季次
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２９号
大阪市旭区森小路１丁目12番25号　矢野マンション３Ｂ、前住所大阪市城東区関目３丁目12番22号
債務者　中田　良子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３２号
大阪市生野区林寺３丁目３番５号　ルミエール銀座101号
債務者　田村　泰先
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４８号
大阪府豊中市山ノ上町３番25―303号、前住所大阪府豊中市走井１丁目12番18―405号
債務者　河野　良子（旧姓長倉）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０２号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番３―702号
債務者　直田　美宝
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番３―702号
債務者　直田　典子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３０号
大阪府四條畷市江瀬美町24番24号　シャルマン江瀬美301
債務者　藤井　徳治
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部